

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

つがる市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青森県つがる市長

公表日

令和5年6月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	<p>つがる市は、地方税及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。</p> <p>①住民・税務署から提出された申告情報、事業所・年金保険者から提出された支払報告書等の賦課資料又は調査等による住民税額の算出、賦課 ②住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書、所得証明書、納税証明書等の証明書の発行 ③特別徴収に関する、特別徴収義務者等からの特別徴収の手続きに係る届出書の受理及び特別徴収義務者等への通知 ④他自治体からの調査回答や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送信、他自治体への税務調査実施や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信 ⑤市税の収納、還付、充当等の収納管理事務 ⑥督促状等送付や滞納整理事務 番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について符号を用い情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. eLTAXシステム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 市・県民税賦課ファイル 2. 市・県民税申告ファイル 3. 市税還付ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項、別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財政部 税務課、収納課
②所属長の役職名	税務課長、収納課長

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 税務課 市民税係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-1107 ファクス:0173-42-9911 E-mail: zeimuka@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2163 ファクス:0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp
-----	---	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 税務課 市民税係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-1107 ファクス:0173-42-9911 E-mail: zeimuka@city.tsugaru.lg.jp	郵便番号038-3192 つがる市役所 財政部 収納課 収納係 住所:青森県つがる市木造若緑61番地1 電話:0173-42-2163 ファクス:0173-42-9911 E-mail: syunouka@city.tsugaru.lg.jp
-----	---	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	--------------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月8日	I「関連情報」1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人・法人(給与・報酬・配当等の支払者、国税庁・公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徵収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、市は、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>つがる市は、地方税及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民・税務署から提出された申告情報、事業所・年金保険者から提出された支払報告書等の賦課資料又は調査等による住民税額の算出、賦課 ②住民等からの申請に基づき、住民税情報から課税証明書、所得証明書、納稅証明書等の証明書の発行 ③特別徴収に関する、特別徴収義務者等からの特別徴収の手続きに係る届出書の受理及び特別徴収 義務者等への通知 ④他自治体からの調査回答や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの送信、他自治体への税務調査実施や住民登録外課税通知等データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データの受信 ⑤市税の収納、還付、充当等の収納管理事務 ⑥督促状等送付や滞納整理事務 ⑦中間サーバーへ登録する</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について符号を用いた情報連携を行う。また、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する</p>	事後	
令和5年5月8日	I「関連情報」1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	<p>1. 住民税課税支援システム 2. 住民税システム 3. 収納消込／滞納管理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 宛名システム 6. 中間サーバー</p>	<p>1. 住民税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 住民税課税支援システム 4. e-TAXシステム 5. 国税連携システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー</p>	事後	
令和5年5月8日	I「関連情報」2特定個人ファイル名	(1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル	<p>1. 市・県民税賦課ファイル 2. 市・県民税申告ファイル 3. 市税還付ファイル</p>	事後	
令和5年5月8日	I「関連情報」3. 個人番号の利用「法令上の根拠」	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項、第2項 別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条</p>	事後	
令和5年5月8日	I「関連情報」4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	事後	
令和5年5月8日	II「しきい値判断項目」1	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月8日	II「しきい値判断項目」2	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	